

水・大気環境保全施策について

平成 18 年 10 月
水・大気環境局

）大気環境の保全施策について

1 . 大気環境の現状

二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）

平成 17 年度の測定結果によると、二酸化窒素については、ほとんど全ての一般局で環境基準を達成するとともに、自排局でも 91.3%の達成率となっており、4 年連続して改善の傾向にある。浮遊粒子状物質については、平成 16 年度に比べ環境基準達成率がやや低下したものの一般局で 96.4%、自排局で 93.7%となっている。

このように、全体的には改善傾向にあるが、NO₂、SPMとも局地的には、以前として達成率が不十分な地域が残されており、一層の対策の充実・強化が必要となっている（資料参照）。

2 . 自動車排出ガスによる大気汚染対策について

（1）自動車単体対策

平成 17 年規制（新長期規制）以降の排出ガス規制の強化

中央環境審議会答申（平成 17 年 4 月）に基づき、新車に対する排出ガス規制については、平成 17 年 10 月より世界で最も厳しいディーゼル自動車の排出ガス規制を実施しているところであるが、平成 21 年からNO_x、PMの大幅低減など更なる規制強化を行う予定。

特殊自動車に対する排出ガス規制の強化等

中央環境審議会答申（平成 15 年 6 月）に基づき、平成 18 年 10 月より公道を走行する特殊自動車（オンロード特殊自動車）に対する排出ガス規制の強化、及び現在未規制であった公道を走行しない特殊自動車（オフロード特殊自動車）に対する排出ガス規制を実施している。また、今後、可搬式の発動発電機等についても排出ガス規制の導入等について検討を行う予定。

（2）大都市地域における総合対策（自動車NO_x・PM法に基づく施策）

平成17年10月7日、中央環境審議会大気環境部会の下に「自動車排出ガス総合対策小委員会」が設置され、大気汚染の状況、現在の施策の進捗状況の点検・評価、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について審議中。同年12月、「今後の自動車排出ガス総合対策中間報告」が取りまとめられた。平成18年度中には最終報告が取りまとめられる予定であり、今後、その結果を踏まえ追加施策を検討していく。

3 . アスベスト飛散防止対策について

(1) 大気汚染防止法に基づく規制の強化

規模要件等の撤廃

大気環境中への石綿の飛散防止対策の一層の推進を図るため、大気汚染防止法施行令を改正し、飛散防止措置に係る規制の対象となる建築物の解体、改造及び補修作業の規模要件等を撤廃するとともに、規制対象となる特定建築材料についても従来の吹付け石綿に石綿を含有する保温材等の建材を追加した。

また、大気汚染防止法施行規則を改正し、建築材料や解体等作業の種類に応じて作業基準を改定するなど、所要の規定の整備を行った（平成18年3月1日施行）。

工作物の追加

大気汚染防止法を改正し、従来規制対象であった建築物に加え、石綿を使用している工作物（工場のプラント等）についても、解体等の作業時における飛散防止対策の実施を義務付けた。また、法改正に伴い、同施行令及び同施行規則においても、工作物に係る規定を追加した（平成18年10月1日施行）。

(2) 当面の対応

平成17年度に引き続き、石綿による大気汚染の状況を把握するためのアスベスト大気濃度調査を実施するとともに、(1) の規制を的確に実施することにより、アスベスト飛散防止対策の強化を進める。

4 . ダイオキシン類対策について

(1) 排出抑制対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出ガス及び排出水に係る特定施設への排出規制等を実施。

「平成14年度末の排出総量を平成9年に比べ概ね9割削減する。」という目標は達成されたため、平成17年6月、「平成22年までに平成15年比、約15%削減する」という新たな目標を設定し、総合的対策を推進中。平成16年は平成15年比、約10%削減されている。また、平成16年度の大気環境基準の達成状況は100%達成。

(2) ダイオキシン類の測定における簡易測定法の導入

ダイオキシン類の測定については、より迅速で低廉な簡易測定法の導入が期待されてきたが、平成16年11月の中央環境審議会答申「ダイオキシン類の測定における簡易測定法導入のあり方について」により、段階的に適用可能な分野に導入を図ることが提言された。

これを受け、平成17年9月に廃棄物焼却炉からの排出ガス及びばいじん等について簡易測定法を告示したところであり、今後も新たな方法の導入について検討を進める予定。

5．大気生活環境保全について

(1) ヒートアイランド対策について

平成16年3月に「ヒートアイランド対策大綱」を策定、同年12月に都市再生プロジェクトにおいて「都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開」が決定、さらに京都議定書目標達成計画(平成17年4月)に「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO₂化」が盛り込まれるなど、政府として重点的な取組を進めているところ。今後は、大綱のフォローアップなど各府省と連携しつつ対策を推進する。なお、環境省においては新宿御苑をモデルとした熱環境改善手法の検討や、皇居の持つクールアイランド効果の観測など、都市の大規模緑地を活用したヒートアイランド対策について調査を実施したところ。

(2) 騒音対策について

交換用消音装置(マフラー)による自動車騒音対策として、平成17年6月29日「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」諮問がなされ、新たに自動車単体騒音専門委員会が中央環境審議会騒音振動部会に設置され、自動車単体の騒音規制値の強化等、新たな自動車単体騒音対策についての調査・審議が開始された。

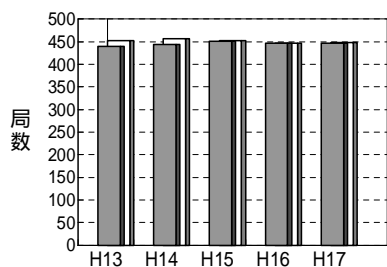
航空機騒音に係る環境基準の評価方法に関する課題、並びに「規制改革・民間開放推進3カ年計画」における要望(騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し)について、今後必要に応じて中央環境審議会騒音振動部会において対応策の検討を行う。

6．有害大気汚染物質に係る指針値について

有害大気汚染物質に係る優先取組物質については、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を設定することとしている。これらの優先取組物質について、精力的に科学的知見の収集・整理を進めてきたところであるが、この内、アセトアルデヒド、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンの4物質については、一定の知見が収集されたことから、専門家の議論に付すべく、中央環境審議会大気環境部会健康リスク総合専門委員会を開催し、健康リスク評価に関する具体的検討を行ったところである。

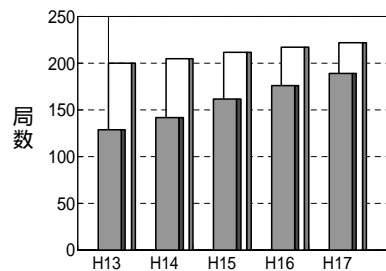
今後、大気環境部会に諮り、検討を行う予定である。

(一般環境大気測定局)



| | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|---------|-------|-------|-------|------|-------|
| ■達成局数 | 439 | 443 | 451 | 447 | 447 |
| □有効測定局数 | 453 | 456 | 452 | 447 | 448 |
| 達成率(%) | 96.9% | 97.1% | 99.8% | 100% | 99.8% |

(自動車排出ガス測定局)

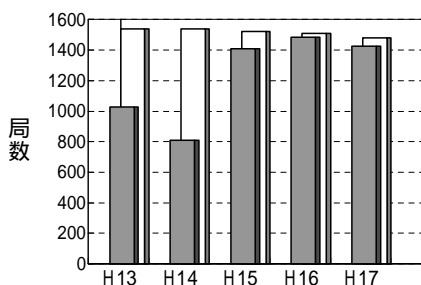


| | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■達成局数 | 129 | 142 | 162 | 176 | 189 |
| □有効測定局数 | 200 | 205 | 212 | 217 | 222 |
| 達成率(%) | 64.5% | 69.3% | 76.4% | 81.1% | 85.1% |

全国

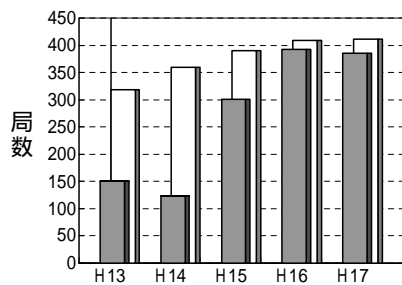
SPM

(一般環境大気測定局)



| | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■達成局数 | 1,025 | 807 | 1,410 | 1,486 | 1,426 |
| □有効測定局数 | 1,539 | 1,538 | 1,520 | 1,508 | 1,480 |
| 達成率(%) | 66.6% | 52.5% | 92.8% | 98.5% | 96.4% |

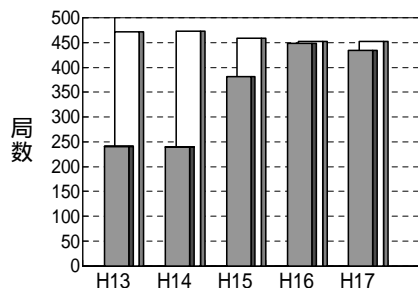
(自動車排出ガス測定局)



| | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■達成局数 | 150 | 123 | 301 | 393 | 385 |
| □有効測定局数 | 319 | 359 | 390 | 409 | 411 |
| 達成率(%) | 47.0% | 34.3% | 77.2% | 96.1% | 93.7% |

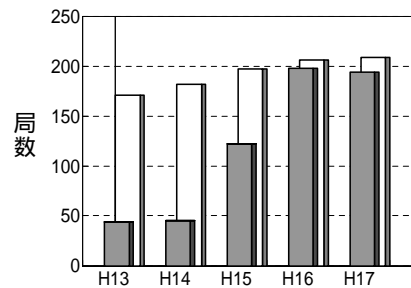
自動車NOx・PM法対策地域

(一般環境大気測定局)



| | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■達成局数 | 241 | 240 | 381 | 448 | 434 |
| □有効測定局数 | 471 | 473 | 459 | 452 | 452 |
| 達成率(%) | 51.2% | 50.7% | 83.0% | 99.1% | 96.0% |

(自動車排出ガス測定局)



| | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ■達成局数 | 44 | 45 | 122 | 198 | 194 |
| □有効測定局数 | 171 | 182 | 197 | 206 | 209 |
| 達成率(%) | 25.7% | 24.7% | 61.9% | 96.1% | 92.8% |

）水・土壌環境の保全施策について

1．改正湖沼法の円滑な施行

改正湖沼水質保全特別措置法は平成 18 年 4 月 1 日に施行された。平成 18 年度は 5 指定湖沼（霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、琵琶湖、児島湖）について、本改正法に基づく次期湖沼計画の策定作業が各関係府県において進められている。

2．水生生物保全に係る環境基準類型指定、排水規制等

平成 15 年 11 月に水生生物保全の観点から、全亜鉛に係る水質環境基準を設定。これを踏まえ、平成 18 年 4 月、「水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定について」及び「水生生物の保全に係る排水規制等の在り方について」中央環境審議会より答申がなされた。

環境基準の類型指定

答申を踏まえ、4 水域（北上川、多摩川、大和川、吉野川）について、類型指定の告示を行ったほか、都道府県が行う水域類型指定事務の処理基準を定め、通知したところ。

今後、国が環境基準の類型指定をすることとされている残りの水域（33 河川・湖沼、10 海域）について、中央環境審議会水環境部会の審議を経て、順次、水域類型の指定を実施していく予定。

排水規制等

答申を踏まえ、水生生物の保全に係る亜鉛の環境基準の維持・達成を図るため、水質汚濁防止法に基づく亜鉛の排水基準値の改正手続きを現在行っているところ（10 月 30 日現在、改正省令案のパブリックコメントを実施中。）。なお、平成 18 年 9 月の水環境部会水生生物保全排水規制等専門員会において、下水道終末処理施設に暫定排水基準を適用することについて検討を行ったところであり、この結果も今般の基準値の改正に盛り込む予定。

3．閉鎖性海域対策

第 6 次総量規制基準の設定

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の水環境保全に関し、平成 18 年 7 月に中央環境審議会から「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量の総量規制基準の設定方法について」の答申がなされた。本答申を踏まえ、「化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」について告示（平成 18 年 10 月）するとともに、第 6 次水質総量規制の施行に向けて準備しているところ。

有明海・八代海総合調査評価委員会の中間とりまとめ

「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」では、法施行後5年以内（平成19年11月まで）に、必要な見直しを行うこととされており、同法に基づき環境省に設置される「有明海・八代海総合調査評価委員会」において、この法律見直しに関して、両海の再生に係る評価を行うこととなっている。このため、同評価委員会では、平成18年2月に中間とりまとめがなされ、年内に委員会報告をとりまとめる予定。

瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップについて

平成12年に変更された「瀬戸内海環境保全基本計画」の進捗状況を点検するため、瀬戸内海部会においてフォローアップを実施しているところ。

4．土壌汚染対策

土壌汚染の現状

平成15年2月に土壌汚染対策法が施行され、土壌汚染の調査・対策が実施されている。土壌汚染状況調査の結果、基準に適合せず指定区域に指定された件数は144件（平成18年9月15日現在）。法対象外でも条例や再開発等を契機とする調査・対策が年々増加している。

また、農用地に関しては、農用地土壌汚染防止法により対策が進められてきているが、現在カドミウムについて食品安全委員会のリスク評価が行われている。

課題及び対策

- 土壌汚染の調査・対策の増加に伴い搬出される汚染土の適正処理に関する施策の検討が新たな課題となっている。
- 射撃場の鉛汚染対策に関するガイドラインの策定に向け検討を行っている。
- 食品安全委員会におけるカドミウムのリスク評価や厚生労働省における食品中のカドミウムの基準見直しの動きを踏まえ、農用地の土壌汚染対策地域の指定要件の見直しや関連する技術的事項の検討を行っている。

5．農薬による環境汚染防止対策

土壌残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準

環境中における残留性及び生物濃縮性の観点から、より適切なリスク管理を行うため、土壌残留及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準を改正（平成17年8月環境省告示）し、平成18年8月に施行したところ。

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準については、生態系保全の観点から、個別農薬ごとに水産動植物への影響を評価して基準値を設定するよう改正した（平成15年環境省告示）。これを受け、土壌農薬部会農薬小委員会において、農薬ごとの基準値案の審議を現在行っているところ。

6 . 水環境問題に関する国際的対応

アジア水環境パートナーシップ事業（WEPA）

WEPAは、アジア・モンスーン地域において、水環境管理のための有用な情報を収集し、データベース化する取組を通じて、情報基盤の整備と人材育成を一体的に展開するものであり、平成 18 年 3 月にはそのデータベースを公開しているが、今後とも当該事業を推進していく。

国際会議等への参画・貢献

平成 18 年 3 月にメキシコで開催された第 4 回世界水フォーラムにおいては、閣僚宣言が取りまとめられた他、同時に開催されたアジア・太平洋閣僚会議において、「アジア・太平洋水フォーラム」の設立を含む共同メッセージが採択された。これを受けて、平成 18 年 9 月に発足した「アジア太平洋水フォーラム」や、「水と持続可能な開発」をテーマに平成 20 年にスペインで開催されるサラゴサ国際博覧会など、水に関する国際会議等が今後多く予定されており、環境省としても積極的に参画・貢献していく。